**ドイツの初回報告に関する総括所見**（ＪＤ仮訳）

CRPD/C/DEU/CO/1

2015年5月13日

**国連・障害者権利委員会**

I. はじめに

1.　委員会は、2015年3月26日と27日に開催された第174回及び第175回会合（CRPD/C/SR.174及び175参照）において、ドイツの初回報告（CRPD/C/DEU/1）を検討し、 2015年4月13日に開催された第194回会合での次の総括所見を採択した。

2.　委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された締約国の初回報告を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項への締約国の文書による回答（CRPD/C/DEU/Q/1/Add.1）に感謝する。

3.　委員会は、報告の検討中にもたれた実りある対話を高く評価し、連邦及び州レベルの関連省庁の多くの代表者、及び連邦政府障害者関係事項長官を含む、大規模かつ高レベルの代表団を賞賛する。委員会はまた、条約のための国家監視機関の参加を歓迎する。

II．　肯定的な側面

4.　委員会は、締約国の数多くの成果を賞賛する。それらの成果は、連邦レベルでの2011年6月15日の条約実施のための国内行動計画の採択、2013年1月1日の旅客輸送法の改正、独立した言語としてのドイツ手話の公認などである。

III．　主な懸念事項と勧告事項

A.　一般原則と義務（第1-4条）

5.　委員会は、国内のすべての地域における条約に基づく締約国の義務の実質化が、州レベルでの障害行動計画の不均衡な発展をもたらしていることを懸念する。すなわち、計画の内容、方向付け、条約に沿った人権にもとづいたアプローチの一貫性のある活用においてである。

**6.　委員会は、条約第4条（5）に基づく締約国の義務を強調し、連邦、州及び地方自治体が条約に定められた権利とそれらの権利を効果的に実現する義務とを確実に認識できるようにすることを締約国に勧告する。**

7.　委員会は、国内法が条約第1条及び第2条に定める概念を十分に理解していないことを懸念している。特に人権アプローチを用いて条約を既存の法律に転換する点においてである。

**8.　委員会は、締約国が以下を確実に行うことを勧告する。**

**（a）　連邦政府と州政府は、条約の一般的原則と条項（とりわけ差別禁止及び障害の人権モデルへの完全移行に関すること）と一致するように、法律及び政策における障害の法的定義を改正すること。**

**（b）　連邦及びすべての州政府は、明確な障害の概念、権利の促進・保護・履行のための適切な措置、及び条約の実施を監視するための目標と指標を備えた、人権に基づく包括的な行動計画を策定すること。**

9.　委員会は、障害者が自分の生活に関連した意思決定に関して、意味がありかつ効果的な参加を保障されておらず、アクセス可能なコミュニケーションが不十分であると懸念している。また、条約の実施に関する役割と責任についての明確さの欠如にも懸念がある。

**10.　委員会は、締約国が、条約の実施及び監視のための法律、政策、プログラムの採択に関して、複合的差別を経験した者を含む、障害者を代表する団体のインクルーシブで総合的で透明な参加のための枠組みを策定するよう勧告する。また、締約国は、そのような団体、特に小規模な当事者の権利擁護団体の参加を促進するための支援を提供するよう勧告する。**

11.　委員会は、連邦及び州の現存する法律及び新しい法律の両方が、条約に必ずしも合致しないと懸念している。また、障害者の権利の意義と範囲が立法過程において十分に認識されておらず、実際にも、裁判において法的救済策及び条約の理解が確保されていないことが懸念される。

**12.　委員会は、締約国が以下を保証することを勧告する。**

**（a）　関連するすべての既存の国内法を、独立した専門家の機関によって審査し、それに応じて条約と整合性をとること。**

**（b）　今後のすべての法律及び政策を条約と整合させること。**

**（c）　既存の法律と今後の法律において、条約に基づく障害者の権利が、具体的で効果的な救済策を用いて、裁判に用いられることを保証する措置を組み込むこと。**

B.　特定の権利（第5-30条）

平等と非差別（第5条）

13.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　現行の法律には合理的配慮の定義が含まれておらず、そのような配慮の否定は差別の一形態とはみなされないこと。

（b）　どのように合理的配慮を実施することができるかの理解は、行政、司法および社会サービスの提供に関して、依然として非常に未熟なままであること。

（c）　連邦または州で（合理的配慮の）法的義務化を実施するための決まった計画がないこと。

**14.　委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。**

**（a）　州レベルを含む国内法において総合的かつ横断的な権利として、複合差別を含む障害者の差別に対する保護を促進し、判例法の関連データを収集すること。**

**（b）　合理的配慮の規定が、条約第2条に沿った明確な定義とともに、合理的配慮の提供が、すべての法律及び政策の分野において、即時施行可能な権利として法に正式に盛り込まれること、及び合理的配慮の否定は差別の一形態として認められ、処罰可能であること。（c）　連邦、州及び地方レベルにおけるすべての分野及び民間部門で、合理的配慮の体系的な訓練を行なうこと。**

障害のある女性（第6条）

15.　委員会は、障害のある女性や少女、特に移住者や難民の女性や少女の複数の差別を防止し、それと闘う活動が不十分であること、及び関連データの収集が不十分であることを懸念している。

**16.　委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。**

**（a）　障害のある女性及び少女（特に移住者及び難民の女性及び少女）のためのプログラムを実施すること。これには、生活のあらゆる分野における差別をなくすための積極的な差別是正措置が含まれる。**

**（b）　複合的差別を評価するための指標を備えた障害のある女性及び少女の状況に関するデータ及び統計を体系的に収集し、次の定期報告にその分析的な情報を盛り込むこと。**

障害のある児童（第7条）

17.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　障害のある子どもたちが、自分たちの生活に影響する決定に体系的に関与していないこと。

（b）　障害児の親は、子どもに提供される教育とサービスの種類を自由に決定できないこと。

（c）　親が移住者または難民である障害のある子どもが、処遇と機会に平等にアクセスできないこと。

**18.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　障害や年齢に応じた支援を確保しつつ、障害のある子どもがその生活に影響を及ぼすあらゆる問題について意見を聞かれる権利を確実に保護するための予防的な手段を設けること。**

**（b）　親が移住者または難民である障害のある子どもに特に注意を払いつつ、平等な機会と地域社会へのインクルージョンの原則に基づいて、法律、政策、措置において、障害のあるすべての子どもへの配慮を確保すること。**

意識の向上（第8条）

19.　委員会は、障害者、特に精神障害や知的障害のある人々が直面するスティグマを減らすために締約国が講じている措置が効果的ではないことを懸念している。

**20.　委員会は、締約国が、障害者を代表する団体と協議の上で、以下を行うことを勧告する。**

**（a）　意識を高め、差別をなくすための戦略を設けること。そしてそれは、証拠に基づいて準備と実施がなされ、その影響が測定でき、そこに公的及び私的メディアが関与するものとすること。**

**（b）　障害者の権利の促進、保護及び実施に関与するすべての役職者に対して、意識向上と人権をふまえた訓練プログラムの提供を確実にすること。**

アクセシビリティ（第9条）

21.　委員会は、アクセシビリティに関する新しい障壁の発生を防止し、既存の障壁を排除するために、民間企業（特に民間のメディアやウェブサイト）に対する拘束力のある義務が設けられていないことを懸念している。またアクセシビリティとユニバーサルデザインの法令の不十分な実施についても懸念している。

**22.　委員会は、締約国に、アクセシビリティに関する一般的意見第２号（2014年）への注意を促すとともに、以下を勧告する。**

**（a）　民間部門を含むすべての分野及び生活領域において、障害者のアクセシビリティを拡大するために、目標が定められた効果的な措置（義務化、監視の仕組み、違反に対する効果的な罰則など）を導入すること**

**（b）　公共及び民間の放送機関が、アクセシビリティの権利（特に手話の使用に関して）の実現に関して、包括的にその事業を評価するよう奨励すること。**

危機的な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

23.　委員会は、次のことを懸念している。

（a）　国の緊急通報システムへのアクセス（特にろう者にとって）。

（b）　災害リスク軽減と人道的救済に障害者を含めるための具体的な戦略が存在しないこと。

**24.　委員会は、締約国が、ろう者に対する近代的な手順を含む、統一的な緊急事態管理センターを国中に設立することを勧告する。また災害リスク軽減と人道救済のための、人権に基づく戦略を締約国が採択することを勧告する。これはインクルーシブで障害者が利用可能であるべきである。**

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

25.　委員会は、ドイツ民法に概説され定められている後見人制度の法的手段（ "rechtliche Betreuung"）が、条約と矛盾していることを懸念している。

**26.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　法の前での平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、あらゆる形の代理意思決定を排除し、それを支援付き意思決定の制度に置き換えること。**

**（b）　支援付き意思決定の仕組みのための専門的な質の基準を作成すること。**

**（c）　障害者と密接に協力して、委員会の一般的意見第1号に沿って条約第12条に関する訓練を、連邦、州、地方レベルで、すべての当事者（公務員、裁判官、ソーシャルワーカー、保健・社会サービスの専門家、そしてより広範な地域社会）に提供すること。**

司法へのアクセス（第13条）

27.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　障害者（特に暴力や虐待の犠牲となった少女）に対して、支援を提供するために特別に設けられた司法制度内の仕組みと手続きに関する配慮の欠如。

（b）　司法の施設へのアクセスが困難であることと、司法へのアクセスに関する法律専門家の理解不足。

（c）　国内の法的制度及び裁判ルールにおいて、条約の水準に合致した司法による実施及び執行の欠如。

**28.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　法律の施行に関わる裁判所、司法当局及びその他の機関の物理的及びコミュニケーションのアクセシビリティを改善するための目標を定めた措置を導入すること。**

**（b）　国の刑事、民事、労働及び行政手続に、障害者（知的障害や精神障害のある人、盲ろう者、盲人及び障害のある子どもを特に考慮して）のための手続に関する配慮の確保義務が​​含まれるように法律改正を行なうこと。**

**（c）　障害者の権利を促進し、保護するために、人権基準を適用した司法、警察、刑務所制度に関して、職員への効果的な訓練を行なうこと。**

身体の自由と安全（第14条）

29.　委員会は、精神障害のある人々の施設への非自発的措置の広く行なわれている実態、彼らのプライバシーの保護の欠如、及び彼らの実態に関するデータの不足を懸念する。

**30.　委員会は、締約国が次のような、直ちに必要とされるすべての立法、行政、司法上の措置をとることを勧告する。**

**（a）　非自発的措置を禁止し、条約第14条、第19条、第22条に沿った代替措置を促進するために法律を改正すること。**

**（b）　障害者のための精神医療サービス、そこでのプライバシー、及び関連データの収集のための独立した人権に基づく見直しを実行すること。**

31.　委員会は、刑事司法制度における、裁判に適さないと宣言された障害者に関する情報、及びその宣言に基づくしばしば無期限にわたる拘留と安全対策の適用に関する情報が欠けていることを懸念する。

**32.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　犯罪を犯した障害者を罰するために用いられる手続の構造的見直しを開始すること。**

**（b）　刑事司法制度において罪に問われたすべての人のために設けられた正当な手続き保証（特に無実の推定や、弁護や公平な裁判の権利）に、確実に障害者が平等にアクセスできることを確実にすること（c）　拘留場所における合理的配慮を確保すること。**

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱若しくは処罰からの自由（第15条）

33.　委員会は、締約国が、身体的拘束及び薬物による抑制、独房監禁及びその他の有害な行為の使用を拷問と認識していないことを深く懸念している。さらに、特に施設内の精神障害のある人や居住施設で介護を受けている高齢者に対する、身体的拘束及び薬物による抑制の使用を懸念する。

**34.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　拷問行為とみなされるすべての行為を正式に廃止するための見直しを行なうこと。**

**（b）　高齢者の介護施設及び障害者のための施設における身体的拘束と薬物による抑制の使用を禁止すること。**

**（c）　そのような行為の被害者に対する補償を検討すること。**

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

35.　委員会は、次のことがらの欠如を懸念する。

（a）　リスクが高まる施設内と、施設外の両方において、障害者への暴力と虐待を調査するための独立した監視機関の設置。

（b）　施設内の独立した苦情申し立ての仕組み。

（c）　女性を暴力から守るための国からの恒久的な資金提供。

**36.　委員会は、すべての公的及び私的な状況において、障害のある女性や少女が暴力から効果的に保護されることを確保するために、十分な資金を備えた包括的かつ効果的な戦略を締約国が設けることを勧告する。また、締約国は、条約第16条（3）に従って独立した団体を直ちに設立または指定し、施設内の出来事に関連する苦情が独立機関によって取り扱われることを確保するよう勧告する。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

37.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　特に入所している精神障害者および居住施設介護を受けている高齢者に対する、強制的及び非自発的治療の適用。

（b）　非自発的入所と治療に関するデータの欠如。

（c）　代理人による承諾に基づいて、障害のある成人への強制不妊手術及び強制的中絶を行なう慣行。また、

（d）　2011年のインターセックスの子どもの身体をそのままで保護することに関する拷問禁止委員会の勧告（CAT/C/DEU/CO/5、項目20参照）が実行されないこと。

**38.　委員会は、締約国が以下のことに必要な措置（法的措置を含む）を講じることを勧告する。**

**（a）　ドイツ民法第1905条を廃止し、代理人の同意または裁判所の承認に基づく例外を含むすべての例外をなくして、当該個人の十分なインフォームドコンセントなしの不妊手術を法律で明確に禁止すること。**

**（b）　すべての精神医療処置及びサービスが、常にその個人の自由なインフォームドコンセントに基づいて提供されるようにすること。**

**（c）　すべての州の精神科及び高齢者ケア施設における人権侵害を調査すること。**

**（d）　インターセックスの子どもに関する拷問禁止委員会（同上）のすべての勧告を実施すること。**

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

39.　委員会は、障害のある移住者にとって利用可能な社会サービスと支援へのアクセスと選択が不平等であることを懸念している。

**40.　委員会は、締約国の移住者のためのすべての政策及びプログラムが、障害者にとって十分にアクセス可能なものとすること、そして政策及びプログラムに主な移住コミュニティの母国語で使える資源を組み込むことを、強く要請する。**

自立した生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

41.　委員会は、大規模な施設入所化、そして施設に代わる生活環境や適切なインフラが不足しており、そのため障害者のための追加の財政上の障壁となっていることを懸念している。さらに、現時点では、給付及び支援サービスへのアクセスは、給付が資力調査を伴うこと、そしてその給付が障害関連経費をカバーしていないために、十分な生活水準で地域社会に暮らす権利を妨げていることに懸念がある。

**42.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　社会的支援サービスを増やして、インクルージョン、自己決定、地域社会に住む選択を可能にするため、社会法典第12巻、第13章第1項（3）の法律改正に向けて踏み出すこと。**

**（b）　全国的に、脱施設化を促進し、個人の自由なインフォームドコンセントに基づいて自立生活を促進するために十分な資金を配分すること。そこには知的障害または精神障害のある人々に必要な支援を提供する地域に根差した通所サービスへを提供するための財源増加を含む。（c）　地域での生活を支えるためのプログラムや給付へのアクセスを増やし、それらが障害関連費用を確実にカバーするようにすること。**

家庭及び家族の尊重（第23条）

43.　委員会は、締約国が、障害のある親の育児や親権の行使のために、また障害児の養子縁組を推進するために、十分な支援を提供していないことを懸念している。

**44.　委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。**

**（a）　親の障害を理由に親から子どもを引き離すことを法律で明確に禁止するための措置をとること。**

**（b）　障害のある親が親としての権利を行使するために、アクセス可能でインクルーシブな地域社会の支援と安全確保の仕組みが利用できるようにすること。**

**（c）　障害児の養子縁組の機会を増やすこと。**

教育（第24条）

45.　委員会は、締約国が、障害のある学生の大部分が分離された特別支援学校に通う教育制度を有することを懸念している。

**46.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　すべての州での質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するための戦略、行動計画、工程表と目標を直ちに作成すること。そこにはあらゆるレベルで必要な資金と人員を含めること。**

**（b）　インクルージョンを促進するために、隔離された学校の規模を縮小し、障害児が希望した場合には、一般の学校は、直ちに障害児を受け入れなければならないという義務を、法律と政策が果たすことを確実ににすること。**

**（c）　すべての教育レベルにおいて合理的配慮が提供されること、そして裁判においてその配慮の権利が法的に執行可能で正当であることを確保すること。**

**（d）　インクルーシブな教育におけるすべての教師の訓練、学校環境、教材及びカリキュラムのアクセシビリテイの向上、博士号取得後レベルを含む一般の学校における手話の提供を確保すること。**

健康（第25条）

47.　委員会は、特に障害のある避難場所を探し求めている人や難民などの、医療利用の障壁を懸念する。

**48.　委員会は、締約国が、医療サービスへのアクセスのための計画を策定・実施し、そこに予算配分することを勧告する。そこには、難民のためのサービス、権利に基づいた医療従事者への訓練、コミュニケーション、情報、自由なインフォームドコンセントに対する尊重、及びユニバーサルデザインの設備・機器を含める。**

労働及び雇用（第27条）

49.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　労働市場における分離。

（b）　障害者が一般労働市場に参入または移行することを妨げる財政的に不利な条件。

（c）　隔離された保護作業所が、労働者の一般労働市場への準備、または一般労働市場への移行促進に失敗しているという事実。

**50.　委員会は、締約国が、条約に従ってインクルーシブな労働市場を効果的に創出する法制度を、次の措置によって設けることを勧告する。**

**（a）　委員会の一般的意見第2号にそって、特に障害のある女性のために、アクセシブルな職場における雇用機会を創出すること。**

**（b）　即時施行可能な移行戦略と工程表、及び一般労働市場における公的及び私的雇用へのインセンティブを通じて、保護作業所を段階的に廃止すること。**

**（c）　障害者が、現在保護作業所に結びついている社会保護及び年金保険のいかなる減免にも直面しないことを保証すること。**

**（d）　一般労働市場の職場のアクセシビリティに関するデータの収集。**

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

51. 委員会は、障害者が、特に自立して生活する上で、追加の障害関連経費を支払うために個人の資金を使用することを懸念している。

**52. 委員会は、障害者がそのニーズを満たし、自立して生活するために障害者によって使われた個人所得の見直しに、締約国が直ちに着手することを勧告する。委員会はまた、締約国が、同等の収入の障害のない人と同じ生活水準で障害者が暮らせるために必要な社会サービスを提供することを勧告する。**

政治的及び公的活動への参加（第29条）

53.　委員会は、連邦選挙法第13条（2-3）及び同等の州法に定められた選挙権から障害者を排除することについて懸念する。また、障害のある人々が他の人と平等に投票する権利を行使するのを妨げる実際的な障壁について懸念する。

**54. 委員会は、障害者の投票権を奪うすべての法律や規則を廃止するとともに、障壁を減らし、適切な支援メカニズムを講じることを締約国に勧告する。**

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

55.　委員会は、締約国が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約にまだ加盟していないことを懸念している。

**56.　委員会は、盲人、視覚障害者及びその他の印刷物へのアクセスが困難な人の出版物へのアクセスを促進するため、マラケシュ条約の批准と実施を含むすべての適切な措置を可能な限り速やかに実施することを奨励する。**

C.　特定の義務（第31-33条）

統計及びデータ収集（第31条）

57.　委員会は、障害者に関するデータの収集に使用される指標が、人権に基づくアプローチに従っておらず、障壁の除去を反映しないことを懸念している。

**58.　委員会は、締約国がすべての分野にわたって性別、年齢及び障害によって分類されたデータを体系的に収集し、条約の実施及び障壁の除去に関する情報を反映する人権指標を開発することを勧告する。**

国際協力（第32条）

59.　委員会は、国際協力及び開発、特にミレニアム開発目標に関連する締約国の政策及びプログラムにおいて、障害者の権利に払われる関心の低さを懸念している。

**60.　委員会は、締約国が以下を確立することを勧告する。**

**（a）　ポスト2015年開発枠組みを含む国際開発への取り組みへの障害者の権利に基づいたアプローチ。**

**（b）　ポスト2015年開発アジェンダを実施及び監視する政策及び及びプログラムにおいて、障害者を対象とするための適切な障害予算編成ラインを備えた監視及び説明責任の枠組み。**

**（c）　一般の開発援助プログラムとプロジェクトに障害者を主流化する包括的で統合されたデータベース。そこには権利の実現の進展を体系的に分析し評価するための基準を導入する。委員会はまたすべての開発援助が、データ収集において、障害者を含むことを勧告する。**

国内における実施及び監視（第33条）

61.　委員会は、州レベルでのいくつかの担当部局が条約第33条（1）に従って正式には指定されておらず、かつ、締約国が、第33条（2）に従った独立した監視メカニズムの作業を支えるために十分な恒久的資金を提供していないことを懸念する。

**62.　委員会は、締約国に対して、以下を勧告する。**

**（a）　すべての州で、条約第33条（1）に従って組織構造を統合し、担当部局とそれに対応する条約の各分野の連絡先を公式に指定すること。**

**（b）　すべての州の障害問題担当委員会の法的地位を含め、担当部局の独立した活動のために必要な資源と条件を補強すること。**

**（c）　第33条（2）に従って独立した監視メカニズムの能力を高め、州及び地方レベルでより包括的かつ効果的な監視のための資源の利用を確保すること。**

フォローアップと普及

63. 委員会は、締約国に対し、上記第36項に規定された委員会の勧告を実施するためにとられた措置に関する情報を、12カ月以内に、条約第35条（2）に従って提供するよう求める。

64. 委員会は、現在の総括所見に含まれる委員会の勧告を実施するよう締約国に要請する。締約国は、政府と議会のメンバー、関係省庁と地方自治体の職員、教育、医療、法律などの関連する専門家グループ、さらにメディアの関係者に、検討と行動のためにこの総括所見を現代的な社会的通信手段を用いて伝えるよう勧告する。

65.　委員会は、締約国に対し、市民社会団体、特に障害者団体を定期報告書の作成に関与させることを強く奨励する。

66.　委員会は、締約国に、非政府組織及び障害者を代表する団体、障害者自身及びその家族に、国の言語及び手話を含む少数言語で、またアクセシブルな様式で、この総括所見を広く普及させること、さらに人権に関する政府のウェブサイト上で利用できるようにすることを要請する。

次のレポート

67.　委員会は、締約国に、2019年3月24日までに第2回及び第3回の合同報告書を提出すること、そこにこの総括所見で勧告された事項の実施に関する情報を含めるよう要請する。　委員会は、委員会の簡素化された報告手続きの下で上記の報告を提出することを検討するよう締約国に提案する。この方式では、委員会は、締約国報告の期日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成する。それに対する締約国の回答が締約国報告となる。

（翻訳：佐藤久夫、佐藤ふき、野村美佐子）